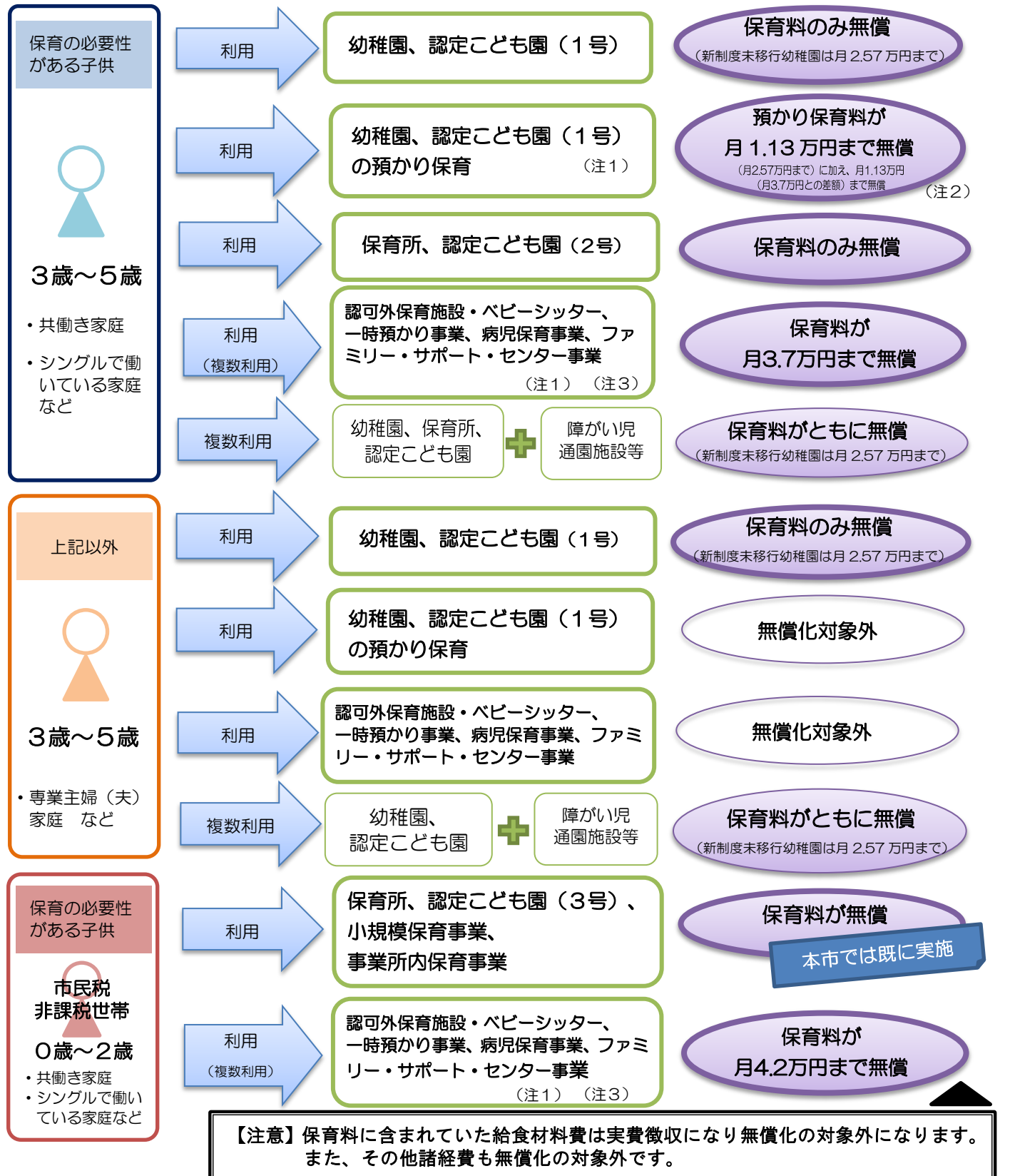


# 幼児教育・保育の無償化について（2019年10月実施）

2019年10月から主に3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償になります。一方、保育所、認定こども園（2号）、一部の新制度未移行幼稚園で保育料の中に含まれていた給食材料費が実費徴収となり無償化の対象外になります。



（注1）幼稚園等の預かり保育料や認可外保育施設等の保育料の無償措置を受けるためには、事前に保育の必要性の認定を受けることが必要です。保育所等に入所するための認定とは別に、子育てのための施設等利用給付に係る認定が創設されます。

（注2）利用の実態に応じて、「日額単価（450円）×利用日数」と比較して低い方の金額が上限となります。

（注3）上記のうち、認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、内閣府令に定める基準を満たすものが無償化対象施設になります。ただし、5年間の経過措置期間中は別途吹田市独自の施設基準の設定を検討しています。